

○宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱・新旧対照表

(令和3年4月1日施行)

改正前	改正後
<p>別記1 指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下<u>この条において</u>「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>別記1 指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下 _____ 「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>(電磁的方法等)</u></p> <p><u>第8条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前条に定めるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によって作成される記録によって行うことができる。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

第28条 (略)

2～3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第28条 (略)

2～3 (略)

4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画)

第28条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防措置等)

第28条の3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第30条 (略)

(新設)

(新設)

(指定介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第39条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(新設)

別記2 指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(掲示)

第30条 (略)

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。  
(虐待の防止のための措置)

第34条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第39条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 指定介護予防訪問型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

別記2 指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第8条** (略)

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)～(2) (略)

3～6 (略)

(新設)

(勤務体制の確保等)

**第28条** (略)

2～3 (略)

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

**第8条** (略)

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下\_\_\_\_\_「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)～(2) (略)

3～6 (略)

(電磁的方法等)

第8条の2 指定訪問型サービスA事業者は、前条に定めるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

2 指定訪問型サービスA事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によって作成される記録によって行うことができる。

(勤務体制の確保等)

**第28条** (略)

2～3 (略)

4 指定訪問型サービスA事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画)

(新設)

第28条の2 指定訪問型サービスA事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防措置等)

(新設)

第28条の3 指定訪問型サービスA事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

(揭示)

第30条 (略)

第30条 (略)

(新設)

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の揭示に代えることができる。

(虐待の防止のための措置)

(新設)

第34条の2 指定訪問型サービスA事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。



当該文書を交付したものとみなす。

(1)～(2) (略)

3～6 (略)

(新設)

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2～3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)～(2) (略)

3～6 (略)

(電磁的方法等)

第8条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前条に定めるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によって作成される記録によって行うことができる。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2～3 (略)

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画)

第25条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(非常災害対策)

第27条 (略)

(新設)

(掲示)

第29条 (略)

(新設)

い。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

い。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防措置等)

第25条の3 指定介護予防通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(非常災害対策)

第27条 (略)

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(掲示)

第29条 (略)

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(虐待の防止のための措置)



(新設)

(地域との連携)

第34条 (略)

(新設)

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第38条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(新設)

第33条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携)

第34条 (略)

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第38条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 指定介護予防通所型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。